

まちづくり事業化検討支援実施要領

平成20年10月9日制定

(目的)

第1条 この要領は、財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）まちづくり活動支援制度要綱（以下「制度要綱」という。）第7条第1項第2号に定めるまちづくり事業化検討支援（以下「事業化検討支援」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(支援対象地区)

第2条 事業化検討支援の対象となる地区（以下「対象地区」という。）は、市町村が、土地地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地整備事業を行う必要がある地区として、事業化に向けて働きかけている地区（以下「事業化検討地区」という。）又は都市計画制度による規制・誘導方策により良好なまちづくりの実現を目指す地区（以下「規制誘導検討地区」という。）で、市町村からの要請に基づいて、センターが支援を必要と認めた地区とする。

(支援内容)

第3条 センターの支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、規制誘導検討地区については、「まちづくり基本構想の作成」までとする。

(1) 「まちづくり基本構想の作成」：地区の課題整理から基本構想作成に係る地区住民との協議・調整を行うまでの以下の項目についての資料作成とする。

- ① 現況・課題の整理
- ② まちづくりの目標と基本方針
- ③ 地区の基本構想

(2) 「事業化の検討」：以下の項目についての資料作成とする。

- ① まちづくり事業手法の検討
- ② 概略の施設配置計画等

2 前項各号の支援の実施にあたり、行政計画との関係、土地等の権利関係の状況、公共施設の状況等の調査に必要な基礎資料の整理及び関係機関等との調整は市町村が行うものとする。

(支援期間)

第4条 支援期間は原則として、当該年度の末日までとする。ただし、センターが地区の状況に応じて必要と認めるときは、当該年度の終了日の翌日から起算して2年の範囲内で期間の延長を行うことができる。

(申請手続)

第5条 市町村は、「まちづくり基本構想の作成」又は「事業化の検討」の支援を希望するときは、まちづくり事業化検討支援申請書(様式第1号)を、センターに提出するものとする。

2 前条ただし書きの規定により期間を延長したときは、年度毎に前項の申請書を提出しなければならない。

(検討支援の決定等)

第6条 センターは、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査して、支援の可否を決定し、まちづくり事業化検討支援決定（非決定）通知書(様式第2号)により当該市町村に通知する。

(費用の分担)

第7条 支援が決定した市町村は、センターが行う第3条の支援に係る費用の一部を負担するものとする。

(完了報告)

第8条 センターは、支援が完了したときは、その成果とともに、まちづくり事業化検討支援報告書(様式第3号)により当該市町村に報告する。

(市町村の責務)

第9条 市町村は、支援の成果を活用し、市街地整備事業の事業化及び規制・誘導方策による良好なまちづくりの推進に努めるものとする。

付則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。